

第2波の特徴とこれまでの対策について【概要版】

～6月から9月までの対応を振り返って～

令和2年9月28日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1. 本県における第2波の特徴

(1) 感染者数等の状況

- 第2波の感染者数は229人で第1波に比べて約3倍に増加（第1波：76人）
- 感染者数に対する重症者数^{*}の割合は2.2%（5人/229人）に低下（第1波：6.6%（5人/76人））
- このうち人工呼吸器の使用者数は0人（第1波：5人）、ECMOの使用者数は0人（第1波：0人）

^{*}重症者数：集中治療室（ICU）等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な患者数〔厚生労働省事務連絡による定義〕

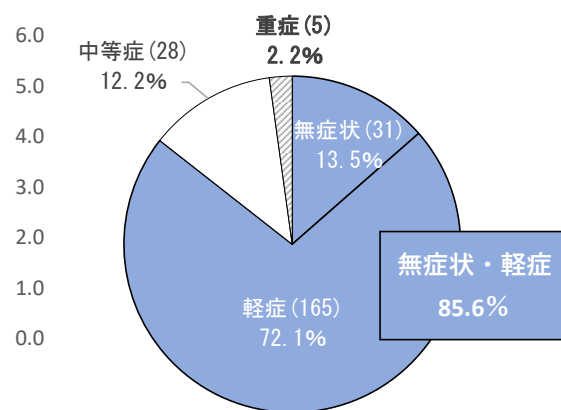
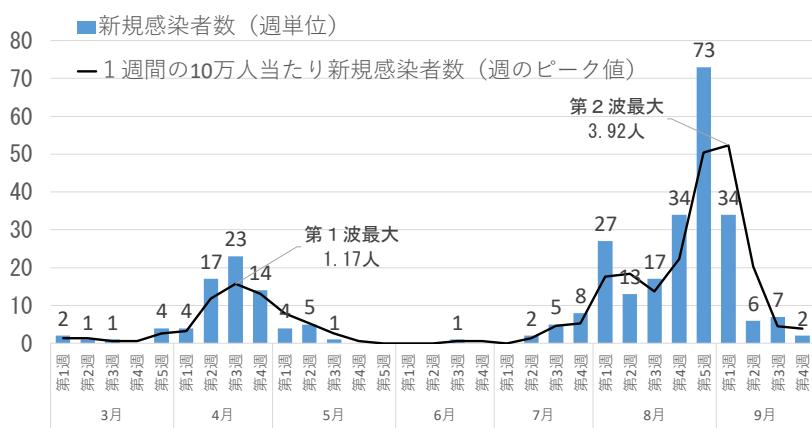


図1：新規感染者数と1週間の10万人当たり新規感染者数の推移

図2：第2波における症状別陽性者の割合

(2) 第2波が発生・拡大した主な要因

発生した要因：県外の感染者が多い地域との往来によって感染が生じ、それが県内に広がったケースが多く見られた

県内での拡大要因：8月上旬の大田市、中旬の上田市など、第2波後半のケースは繁華街における接待を伴う飲食店の利用や会食によって感染が拡大した

(3) 重症者・死亡者数が少なく推移した主な要因

- 検査能力が大きく向上し、多くの軽症者・無症状者が早期に確認されたこと（PCR等の最大検査能力 約300検体/日〔6月末〕⇒約1,000検体/日〔7月末以降〕）
- 医療機関において適切な治療法が浸透するなど早期の対応により重症化が防止されたこと
- 第1波に比べて感染者に占める若い世代の割合が高いこと（感染者のうち30代以下の割合：第1波：42%、第2波：52%）

2. 発生予防・まん延防止のための県の取組

(1) 県内外の感染状況の把握

【県内のモニタリング】

- 1週間の人口10万人当たり新規感染者数、病床使用率等の指標を常時モニタリング
- 県の感染警戒レベルの基準を「6段階」に見直し
⇒ リスクと対応策の明確化により、状況を的確に捉えるとともに、対応を迅速に行うことができたものと考えられる
- 今後は、検査体制の拡充により感染者の確認が増加している状況も踏まえ、過度のアラートを発出することのないよう、リスクの状況を正確に捉え、適切に運用していくことが必要

レベル	アラート	第2波での発出状況
1	平常時	
2	注意報	全県(7/29)
3	警報	佐久・上田・北信(8/4)、 北ア(8/12)、長野(8/25) 諏訪(9/1)
4	特別警報	上田(8/28)
5	非常事態宣言 (県独自)	
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	

図3：長野県の感染警戒レベル

【県外のモニタリング】

- 県外との往来に係る注意喚起の実施
 - ・ 1週間の人口10万人当たり新規感染者数を毎日把握し、県ホームページで公表
 - ⇒ 首都圏との往来が盛んな本県においては重要な対策であり、一定の効果があつたものと考えられる
 - ⇒ 公共交通機関の利用や買い物など、日常の生活場面における感染はほとんど発生していないことから、リスクの高い場所を避けることなど慎重な行動により、感染リスクをかなりの程度下げることが可能になったものと考えられる
- 第2波の状況を踏まえ、9月14日以降の対応方針で往来に係る基準を緩和したところであり、今後も県外の状況を把握し、リスクを正しく捉え、対策を講じることが必要

(2) 感染が増加した地域における県のまん延防止対策

- 特別警報（レベル4）を発出した上田圏域において以下の対策を実施

- ① 上田保健所職員に加え、クラスター対策チームや応援職員の派遣による積極的疫学調査の徹底（約750名に検査実施）
- ② 感染拡大予防ガイドラインの遵守の徹底と、遵守していない接待を伴う飲食店等の利用を控えることの要請（特措法第24条第9項）
- ③ 上田市と連携した同市中心市街地の「接待を伴う飲食店」の従事者を対象としたPCR検査の実施（165名実施、うち陽性1名） など

⇒ 特に①により多数の濃厚接触者・接触者に対する検査を徹底して実施したことが、更なる拡大を防止する上で効果的であったと考えられる

- 第3波以降においても、特定の地域、業種における感染拡大が顕著な場合には、第2波と同様にハイリスクな場所等に対する重点的な対策（集中的な検査、利用等の自粛・休業・営業時間短縮の要請）を中心に行っていくことが適切

3. 「新しい生活様式」の定着を推進する取組

(1) 感染拡大予防ガイドラインの周知とイベント開催に対する事前相談への対応

- 「ガイドライン周知・推進チーム」の設置
 - ・ 8月7日以降、10圏域の全ての対策本部地方部にチームを設置し、事業者に対してガイドラインや「新型コロナ対策推進宣言」の周知、感染防止策の徹底を呼びかけ（4,774件、9月11日時点）
- 民間のイベント開催に対する事前相談の実施
 - ・ 7月10日以降、「全国的な人の移動を伴うイベント」や「参加者が1,000人を超えるようなイベント」を対象に、事前相談を実施（52件、9月27日時点）
- 今後も、市町村や関係団体と連携して、こうした取組を継続していくことが必要

(2) 行動変容を促すための情報の発信

- 多様な媒体による情報発信
 - ・ 第1波以降も継続して、県ホームページ、Twitter、LINE、YouTube、テレビCM、新聞広告、ラジオ等を活用して情報を発信
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」を7月に作成し、市町村と連携して県内全戸への配布
 - ・ LINE長野県公式アカウント「長野県新型コロナ対策パーソナルサポート」を9月8日にバージョンアップ
- 今後は、こうした取組を継続するとともに、若年層や高齢者層に加え、外国人県民に向けた多言語での情報発信の強化が必要
- また、情報の内容によって誹謗中傷等につながることをないよう、不安を軽減するための発信のあり方・方法に留意するとともに、医療提供体制の状況についても情報提供を行い、“県民が正しく恐れ、正しく行動”ができるよう呼びかけを行うことが必要

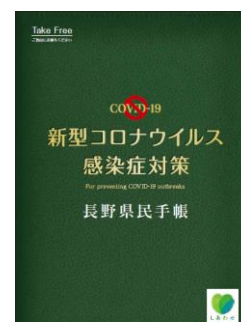


図4：県民手帳

4. 医療提供体制等の充実に向けた取組

(1) 医療提供体制

- 患者の受入体制の強化
 - ・ 受入可能病床350床（うち重症者48床）、宿泊施設250室を確保〔7月末〕
 - ・ 自衛隊と県看護協会の支援の下、東信地域で宿泊療養施設を運用開始〔9月11日〕
 - ・ 圏域を超えた患者の受け入れ調整を実施〔8月下旬以降〕
- ⇒ 第2波における重症者病床の使用率は第1波に比べて低下。また、人工呼吸器の使用者がいなかったことや、国の退院基準の見直しにより、患者の入院期間は短縮

	第1波 (2/25～)	第2波 (6/18～)
入院者/受入可能病床 (最大値)	22.47% (51床/227床)	26.00% (91床/350床)
重症者/受入可能病床 (最大値)	25.00% (3床/12床)	4.16% (2床/48床)
入院期間 (中央値)	23日 (最短8日～最長113日)	10日 (最短2日～最長41日)

- 今後も医療提供体制を維持するとともに、医療機関の負担を軽減するため、状況に応じて無症状者や軽症者の宿泊施設での療養についても併せて取り組んでいくことが必要

(2) 相談・検査体制

① 相談体制

- 県庁の一般相談窓口、保健所の有症状者窓口において、第2波〔7～9月〕の期間に31,865件の相談に対応（第1波〔3～5月〕：51,623件）
 - ⇒ 有症相談が増加し、その他の相談が減っていることから、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な認識が広がっていることが伺える
 - ⇒ 相談数に対する検査数の割合が約43.9%に増加（第1波：約5.8%）し、推定発症日から陽性確定日までの日数の中央値が第2波では3.0日に短縮（第1波：6.0日）されるなど、多くの相談を速やかに検査に繋いでいるものと考えられる
- 国の有識者会議分科会では、季節性インフルエンザの流行期に備え、かかりつけ医等地域の身近な医療機関も含めた新しい相談・診療・検査体制を整備することとしており、こうした方向も踏まえ今後の相談体制を整備していくことが必要

② 検査体制

- PCR等の検査能力の拡充
 - ・ 全ての医療圏において外来・検査センターの設置が完了（12か所、6月末）し、検査能力は7月末までに1日当たり最大約1,000件に拡充（6月末：最大約300件）
- ⇒ 濃厚接触者・接触者をはじめ、幅広く検査を行うことが可能となり、感染者の早期発見・早期対応につながったものと考えられる
- 今後は、季節性インフルエンザの流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、医療機関等が行う機器整備への支援や抗原検査キットの活用を推進するとともに、外来・検査センターの増設等、検査体制の更なる強化が必要

5. 誹謗中傷等を抑止するための取組

- 県民への呼びかけと県の体制強化
 - ・ 日赤長野県支部や県内プロスポーツチームの人権大使等と連携し、県ホームページやYouTube等を活用して取組を呼びかけ
 - ・ シトラスリボンプロジェクトの取組について、市町村や経済団体等と連携して周知
 - ・ 「新型コロナ関連人権対策チーム」の設置（8月18日）や、新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口の設置（8月26日）により、県の体制を強化
- 今後も引き続き、状況を的確に把握した上で対応するとともに、9月25日の「誹謗中傷等からみんなを守る共同宣言」も踏まえ、取組を強化していくことが必要



図5：誹謗中傷抑止に向けたキャンペーン